第７節　生活保護

１　生活保護

⑴ 生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

憲法第２５条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、**生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭**の８種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は 2 級地－2 で標準 3 人世帯(33 歳男、29 歳女、4 歳子)の生活扶助基準は 150,270 円となる。（平成 24 年 4 月 1 日改正：対前年度比 100.0%）

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和３９年度をピークとし、以後５１年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和５２年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和５７年度から６０年度にかけて急増した。その後、昭和６１年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成９年３月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成９年度中期から平成１５年度までは増加傾向となり、平成１６年度から平成２０年度まで微増傾向へと転じ、平成２１年度からは再び急増した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和５１年度 28.3%、昭和６１年度 20.6%、平成１３年度 10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 24 年度の世帯の状況

平成 22 年度をピークに開始世帯数・人員ともに前年度を下回っている。一方、廃止世帯数・人員は平成 22 年度以降はほとんど変わりはない。

保護率は、人口千人に対し約 36.9 人で、県平均の 25.5 人、全国平均 17.0 人（H25.3 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している

世帯類型は、高齢者世帯 48.1%、その他の世帯 24.2%、傷病障害者世帯 23.5%、母子世帯 4.2%の順で構成されている。保護開始理由のうち収入の減等によるものが 29.8%、傷病によるものが 30.8%でこのふたつが大部分を占めている。また、廃止理由では死亡によるものが 44.3%と最も多い。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 11.0%となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

＜実　績＞

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区分＼年度		20	21	22	23	24
相　談		991	1,474	1,492	1,257	1,085
再掲	助言指導等	361	544	505	349	264
	申請書交付	370	498	551	544	457
	申請書受理	260	432	436	364	364
申　請		260	432	436	364	364
却　下		6	13	9	5	16
開　始	世帯数	249	387	405	349	325
	人員	381	616	622	543	455
廃　止	世帯数	232	226	262	263	264
	人員	326	292	355	364	358

保護の世帯数人員の推移（20 年度～23 年度は医療扶助数の変更あり）　※世帯数・人員は年度の月平均

区分＼年度		20	21	22	23	24
生活扶助	世帯数	2,390	2,465	2,623	2,704	2,787
	人員	3,478	3,580	3,824	3,904	3,975
住宅扶助	世帯数	2,146	2,211	2,363	2,445	2,517
	人員	3,021	3,111	3,351	3,441	3,518
教育扶助	世帯数	154	153	158	163	171
	人員	229	235	240	260	269
介護扶助	世帯数	418	428	441	479	501
	人員	421	438	457	500	520
医療扶助	世帯数	2,592	2,655	2,787	2,885	2,939
	人員	3,323	3,416	3,613	3,730	3,770
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	72	76	88	82	69
	人員	84	93	103	96	89
葬祭扶助	世帯数	7	7	8	8	10
	人員	7	7	8	8	10
計	世帯数	2,834	2,924	3,083	3,187	3,252
	人員	3,976	4,101	4,350	4,473	4,519
保護率	(‰)	31.1	32.5	34.9	36.2	36.9

保護費の推移 **（単位　千円）**

区分＼年度	20	21	22	23	24
生 活 扶 助	1,924,921	2,011,325	2,173,868	2,201,508	2,263,975
住 宅 扶 助	587,756	619,859	670,202	698,772	726,801
教 育 扶 助	17,334	25,204	27,724	30,025	31,059
介 護 扶 助	85,461	81,251	82,541	91,514	89,344
医 療 扶 助	4,278,242	4,454,264	4,463,793	4,593,600	4,599,881
出 産 扶 助	1,625	1,965	3,662	2,866	3,894
生 業 扶 助	14,388	21,674	19,859	16,873	15,204
葬 祭 扶 助	19,866	19,446	19,158	17,880	22,210
保護施設事務費	3,808	4,508	6,161	6,345	4,079
計	6,933,401	7,239,496	7,466,968	7,659,383	7,756,447

⑵ 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成２０年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組んだ。

①就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成１７年９月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成１８年８月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

②就労意欲喚起等支援事業

平成２０年１１月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活･日常生活の自立を支援していく。

また、従来からの動物園、障がい者施設、介護施設での就労体験に加え、平成２２年１０月からは農業による就労体験事業を新たに追加し、農家の方の指導を受けながら、野菜の栽培や収穫等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。

③精神障害等地域移行支援事業

平成２０年１０月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち､症状が安定している者に対し､受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備事業

平成２０年１２月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し､進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

⑤多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

＜実　績＞

①就労開始者の推移

生活保護受給者等就労支援事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
就労支援対象者（人）	22	47	29	26	37
就労開始者　　（人）	3	18	17	16	26

大牟田市被保護者就労支援事業

区分＼年度	20	21	22	23	24
就労支援対象者（人）	28	28	8	6	15
就労開始者　　（人）	14	7	2	2	2

②③④⑤支援者数　（人）

事業名	プログラム名	区分＼年度	21	22	23	24
②就労意欲喚起等支援事業	ⅰ 動物園就労体験	支援者数	20	20	30	13
	ⅱ 障がい者施設就労体験	支援者数	6	8	10	3
	ⅲ 介護施設就労体験	支援者数	8	3	6	2
	ⅳ 農業就労体験	支援者数	-	4	8	5
③精神障害等地域移行支援事業	ⅰ 精神障害等地域移行支援	支援者数	21	26	26	26
		うち地域移行者	12	6	17	17
④教育環境整備事業	ⅰ フレンドシップ学び場	支援者数	9	6	4	8
		うち高校進学者	7	6	4	7
⑤多重債務者対策事業	ⅰ多重債務者対策支援	支援者数	15	6	1	8
		うち支援終了	6	3	1	4

(3) 住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所 管 課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会（委託） （所管：保護課相談支援担当）	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、６月間を限度（平成２２年度から要件に該当する者については、最大３月間の支給期間の延長可。）として住宅手当（家賃相当額）を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成２１年度から平成２３年度までの期間限定の臨時的事業であったが、平成２４年度、及び平成２５年度も事業期間を延長し実施している。（平成２５年度末までの申請受理についても手当を支給する。）また、平成２５年度からは事業実施要領の名称を、住宅支援給付事業実施要領に変更し実施している。

＜実 績＞

住宅手当支給決定者の推移　（Ｈ２１年度から開始）

区分＼年度	21	22	23	24
支給決定者　（人）	8	15	16	8
支給額　（円）	773,400	2,364,400	3,298,700	1,271,700